

## 海外からの畜産物の違法な持ち込みへの対応厳格化について

平成31年4月15日

農林水産省は、4月22日から日本への海外からの畜産物の違法な持ち込みについて対応を厳格化することとなり、日本への入国の際に手荷物の中に輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象になります。詳しくは下記のリンクをご確認ください。

農林水産省動物検疫ウェブサイト

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

問合せ先（主な空海港を管轄する動物検疫所）

<https://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/attach/pdf/address-27.pdf>